

計画主体名	大洗町		
計画期間	平成 27 年	総事業費 (交付金)	49,971 千円 (24,985 千円)
実施期間	平成 27 年～平成 31 年		

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	レ	活性化計画目標を「交流人口の増加」とし、それを達成するための事業活用活性化計画目標を交流人口の増加としており、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	レ	本活性化計画は、大洗町総合計画に基づいた計画であり、土地改良事業計画等各種関連背作との調和と配慮が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	レ	本活性化計画における交流拠点施設建設事業は、地域住民で構成される松川地区交流促進協議会において、関係受益者の意向を事前に確認し、合意形成がなされている。
事業の推進体制は確立されているか	レ	松川地区交流促進協議会の中で、部会組織を作り、推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	レ	目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	レ	活性化計画期間は5年、事業実施期間は1年であり、基本方針及び要綱で原則として示している範囲内である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	レ	事業費 49,971(千円)×交付額算定交付率：1/2=24,985(千円)で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	レ	今回新規に取り組む事業であり、自力若しくは他の助成によるものを切り替えて実施するものではない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	レ	施設の建設にあたっては、安全管理等を徹底するとともに、当町検査員及び当町建築士による中間検査、完成検査を実施する。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	レ	建築基準法に則り、施設整備を進めるなかで、耐力壁等の基準を満たすものとなるよう確認することとしている。また、施工時に検査を行い、適切な接合金物が使用されているかを確認することとしている。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	レ	該当する施設整備はない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	レ	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による標準耐用年数は 22 年。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	レ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づく費用対効果分析を行っており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	レ	投資効率 = 1.19 である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	レ	要件類別 4 であり、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 5 条第 1

		項に規定する市町村計画に定める区域である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	レ	計画の通り、松川地区交流促進協議会が主体となり、大洗町が所有管理する施設である。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	レ	当地区には拠点施設や観光施設等が無いため、現状の入込客数は0と考える。近隣には類似施設は無いため、利用状況及び立地条件・交通状況等を加味し、竣工当初の利用客を2,500名と推定し、施設計画を策定した。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	レ	近隣市町村には類似施設はない。現状で当地域における交流人口は0で、利用計画の目標は大洗町のレジャー施設（大洗マリンタワー 直近3年の入館者数平均約5万人）の年間入込客数を基に作成。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	レ	定期的で開催している松川地区交流促進協議会の中で、利用客を想定した事業メニュー、年間スケジュール等を作成し、施設の精査を行っている。 整備する松川交流拠点施設の利用者は、大洗町の観光客来訪のピークである7・8月に1,000人滞在することを想定し、利用計画を策定した。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	レ	松川地区交流促進協議会の中で、大洗町内の施設との連携も視野に協議を進めている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	レ	松川地区交流促進協議会の中には女性メンバーも含まれており、施設の運営等に当たり、女性目線の考えも重視し、協議を進めている。
事業費積算等は適正か	レ	
過大な積算としていないか	レ	施設規模見込み220㎡、総事業費5千万円未満を想定しているため、面積単価に換算すると23万円/㎡である。 資材単価等は茨城県の単価に準じるものであり、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	レ	他事業により発生した資材の再利用により、コスト低減に努める。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	

備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	レ	周辺の田畑を活用した農の事業メニュー、涸沼を活用した水産の事業メニューの両方を想定しているため、周辺を農地と涸沼に囲まれた当該地が最適であると判断した。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	レ	施設整備の予定地は H25 年度に買収、農地転用が済んでいる。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 102 号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I の第 2 の 4 の（3）の基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり 29 万円以内かつ延べ床面積 1,500 ㎡以内であるか	レ	施設規模見込み 220 ㎡、総事業費 5 千万円未であり、面積単価に換算すると 23 万円/㎡である。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	レ	当町の観光施設との観光情報の共有と、当町観光協会、NPO 法人大洗海の大学との事業の提携に向けて取り組みを進めている。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	レ	通年営業であり、継続的な雇用を確保するものである。
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	レ	地区内生産農家・漁業者が主体となった販売活動や地区内の農水産物の高付加価値化を図ること、女性の積極的な活動を進めていく。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	レ	当施設は、当初より公設民営で事業展開をすることとしており、松川地区交流促進協議会の中です承されている。町費分に関しては H27 年度予算で計上済。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	レ	松川交流拠点施設建設工事については、大洗町の規定に基づき、一般競争入札により業者を選定する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	レ	大洗町において松川交流拠点施設設置条例及び管理規則を制定し、適正に管理を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	レ	事業費は5,000万円未満を見越している。また、松川地区交流促進協議会において収支計画を策定している。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	レ	他事業への重複申請はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。